

高知県こどもの環境づくり推進計画

こどものために行動する

12 のプラン

平成 19年 3月

高 知 県

はじめに

近年のいじめや児童虐待の増加にみられますように、こどもたちを取り巻く環境はますます厳しくなっています。このような中、多くの県民の皆さまの声を丹念に聞き、その思いを受け止めた県民参加による条例として、「高知県こども条例」が平成16年8月6日に公布・施行されました。



条例の制定後に設置された「高知県こどもの環境づくり推進委員会」では、条例に託されたこどもの幸せを願う多くの県民の皆さまの想いをどう具体化していくかというテーマのもと、寄せられた声を再確認しながら、こどもの置かれている現状や課題と、それらにどのように取り組んでいけばいいのかを身近な視点から検討してきました。また、委員会での意見を実際に試行するなどのフィールドワークを経て、実効性のある計画づくりを目指しました。

このようにして作成したこの計画は、条例制定後の最初の計画ですので、まず、県民の皆さまにもっとこどものことに関心を持っていただき、こどもと大人がきちんと向き合っていける基盤づくりを基本として、「体験」「居場所」「参加」「人権救済」の4つの項目それぞれの基本プランを示したものです。

高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに育つ環境をつくっていくためには、行政としてこの計画の推進に努めていくことはもちろんですが、家庭や地域の方々にそれぞれの役割を認識していただき、県民ぐるみで取り組んでいくことが大切と考えますので、県民の皆さまの一層のご協力とご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の作成にご尽力いただきました、「高知県こどもの環境づくり推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

高知県知事 橋本 大二郎

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | |
| 1 計画の根拠 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の背景と目的 | 1 |
| 4 計画策定のプロセス | 2 |
| 5 計画期間 | 2 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 大切にしたいこと | 3 |
| 2 計画の体系 | 4 |
| 第3章 こどものために行動する12のプラン | |
| 体 験 | |
| 今、必要なこと | 5 |
| めざす方向 | 7 |
| 基本プラン 1・2・3 | 8 |
| 居場所 | |
| 今、必要なこと | 9 |
| めざす方向 | 11 |
| 基本プラン 4・5・6 | 12 |
| 参 加 | |
| 今、必要なこと | 13 |
| めざす方向 | 14 |
| 基本プラン 7・8・9 | 15 |
| 人権救済 | |
| 今、必要なこと | 16 |
| めざす方向 | 17 |
| 基本プラン 10・11・12 | 18 |
| 第4章 計画の推進のために | |
| 1 計画の進行管理 | 20 |
| 2 こども条例記念日の設置 | 20 |
| 3 連携・協働の推進 | 20 |
| 参考資料 | 21 |

「こんな声がありました」の記載内容は、「高知県こどもの環境づくり推進委員会」や計画策定の課程で実施したフィールドワークの中で寄せられた意見の中からとりあげています。

第1章 計画の概要

1 計画の根拠

高知県子ども条例第19条（計画する）において、「県は、この条例がめざすものや内容を実現するため、高知県子どもの環境づくり推進計画を作成します。」とし、推進計画には次のことが記載されることとなっています。

子どものさまざまな体験学習の実施及び子どもの自発的な活動への支援に関すること。

子どもが学び直す機会及び子どもの居場所づくりに関すること。

子どもの意見を聴き、子どもの意見が適切に尊重される意識づくり及び子どもに関する意思決定の過程に子どもが参加できる仕組みづくりに関すること。

子どもの人権侵害に対する救済に関すること。

その他県が必要と認める事項

2 計画の位置付け

高知県子どもの環境づくり推進計画「子どものために行動する12のプラン」は、高知県子ども条例のめざすものや内容を実現していくための推進計画であり、高知県次世代育成支援行動計画やその他の子どもに関連する計画等と補完しあいながら実践していきます。

3 計画の背景と目的

現在、社会構造や生活スタイル等の変化に伴い、家庭の教育力、地域の教育力が低下してきていると言われてしています。また、このような社会情勢の変化等が子どもにも大きな影響をもたらし、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や青少年の非行問題、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為等子どもを取り巻く環境を厳しい状況にしています。

これらのことを背景に、都道府県レベルにおいて全国的にも例を見ない県民参加による条例として、平成16年8月6日に高知県子ども条例が公布・施行されました。

そして、制定後に設置された高知県子どもの環境づくり推進委員会では、高知県

こども条例に託された、高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを願う多くの県民の皆さんの想いや、願いをどう具体化していくか、というテーマのもと、計画を策定しました。

4 計画策定のプロセス

計画の検討には、公募により4人の現役の高校生も大人と共に委員として参加しました。また、計画の柱となる4つの項目についてこどもたちの話を聴く機会や、推進委員会の中で検討された、こどもと大人が話し合う場の設置や、様々な職業人と話をする機会づくりについて「真夏のストリート会議」と題して実際に試行するなどのフィールドワークを経て、実効性ある計画づくりを進めてきました。

5 計画期間

平成19年度～23年度までの5年間

第2章 計画の基本的な考え方

1 大切にしたいこと：「子どもと大人がきちんと向き合おう」

「子どもは高知県の未来です。」

高知県子ども条例の前文はこの一文から始まります。

子どもの豊かな育ちには、子どもに身近な一人ひとりが、地域、学校、家庭のそれぞれの場面で子どもと向き合い、子どもが健やかに育っていくための取り組みを進めていくことが大切です。この計画は、県が進めていく12の基本プランを示すとともに、県民の皆さんの活動を推進していくという側面も持っています。

社会や大人が子どもを一人の人間として認めることを基本に据えて考える。

子どもが健やかに育つ環境をつくっていくためには、子どもの人権が守られることはもとより、人と人とお互いを大切にしよううまくつながりあうことや、地域のつながりを取り戻すことなどが必要であることを認識する。

子どもが健やかに育っていくための取り組みを県民みんなで進めていく。

以上のことを念頭において、計画の柱を高知県子ども条例第19条第2項各号に対応させて、体験、居場所、参加、人権救済の4つにおきました。そして、各項目について、今、必要なこと、めざす方向、基本プランに分けて検討の結果をまとめました。

この計画は、高知県子ども条例のめざす、高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを実現するための最初の計画として、県民全体が子どものことにもっと関心を持ち、子どもと大人がきちんと向き合っていけるような高知県の基盤づくりを基本として進めていきます。

2 計画の体系

目 標

高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つ環境づくり

大切にしたいこと：こどもと大人がきちんと向き合おう

め ざ す 方 向

基 本 プ ラ ン

体 験

体験の重要性を認識すること

体験活動を充実させること

さまざまな職業・生き方・考え方にふれる機会を増やすこと

プラン1 こどもが豊かな体験をするための支援

プラン2 文化や芸術・スポーツ・自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり

プラン3 こども自身の自発的な活動支援

居 場 所

安全・安心な居場所を増やすこと

活動の場としての居場所を増やすこと

学び直しができる環境を整えること

プラン4 心と体の居場所づくり

プラン5 不登校への多方面からの取り組み

プラン6 こどもの学び直しと自立支援

参 加

こどもの意見を聴き、こどもの意見を適切に尊重すること

こどものコミュニケーション能力・表現力を高めること

こどもが参加するシステムをつくること

プラン7 こどもと大人の喋り場づくり

プラン8 コミュニケーション能力向上

プラン9 こどもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり

人 権 救 済

「こどもの人権」に対する理解を深めること

相談しやすい環境を整えること

児童虐待、いじめなどに対する予防と対応を強化すること

地域の対応力の向上を図ること

プラン10 こどもの人権に関する理解の促進

プラン11 相談しやすいしくみづくりの推進

プラン12 児童虐待・いじめの予防、早期発見・早期対応、再発防止を強化

第3章 こどものために行動する12のプラン

体験 遊びも道草も失敗も、

生きていく上での栄養素

こどものさまざまな体験学習やこどもの自発的な活動を支援します。

今、必要なこと

こどもは、さまざまな直接体験を通じて、実際の生活や社会のしくみ、自然など多くのことを学んでいきます。また、さまざまな体験や集団遊びなどの中で、集団の中でのルールや役割、自分を大切にするとともに他者を大切にするという関係をつくり出していきます。

そこで得た知識や考え方を基に、実生活のさまざまな課題に取り組むことなどを通じて、こどもが自分で考え行動する力をつけ、自らを高め、よりよい生活をつくり出していくことができると考えます。

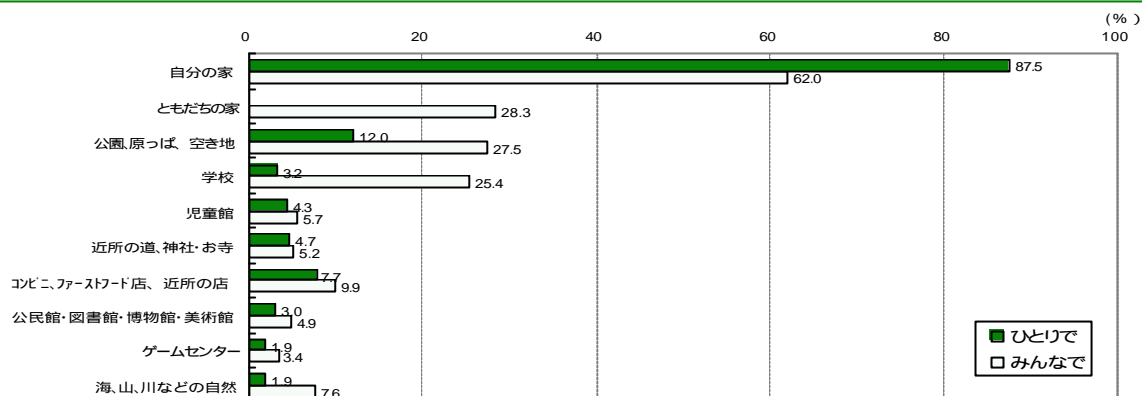
小さいこどもは、遊びの中で多くのことを学んでいきます。こどもは、いろいろな体験や学びの中で考えたり、感動したり、驚いたり、なぜという疑問を抱いたり、失敗したりなどの多様な経験を積み重ねることにより、たくましく成長していきます。

こうした体験は、学校教育等において意図的に行われることも大切ですが、本来は日常生活の中で、家庭や地域社会で経験できることが自然の姿であり、効果的であると考えられます。

ところが、少子化の進行やライフスタイルの変化、地域社会での人間関係の希薄化などの中で、そうした貴重な体験をする機会は、こどもの周りから減っているのが現状です。だからこそ、今、こどもが様々な体験をしながら育つことのできる環境の重要性を大人が認識するとともに、家庭や地域社会が体験の場としての力を取り戻すことが大切です。

子どもが過ごす場所（休日）

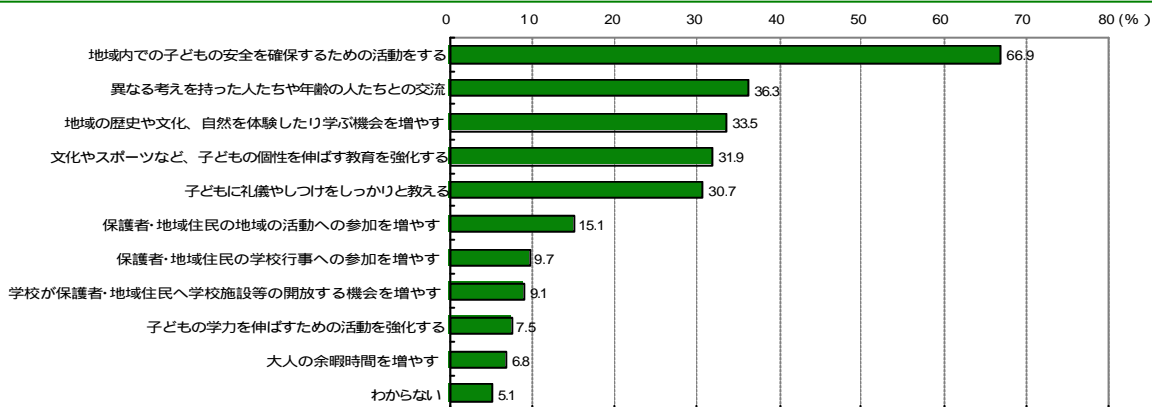
子どもが過ごす場所については、休日で、「自分の家」62.0%、「とみだちの家」28.3%、「公園、原っぱ、空き地」27.5%、「海、山、川など自然」7.6%であり、子どもの活動は屋内が中心であるという結果が出ています。



(資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月))

子どもが健やかに育まれるために地域で力を入れるべきこと

保護者への「子どもが健やかに育まれるために地域で力を入れるべきこと」に関する質問では、子どもが、自然や社会の中で、豊富な直接体験・実体験を積み、たくましく自立できる大人になるためには、家庭、学校、青少年育成に関わる様々な機関や地域社会が協力し、地域の安全を確保しながら、そのような機会を創出していくことが必要という結果が出ています。



(資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月))

こんな声がありました

- ・いろいろな体験や失敗の経験をしながらブレーキとアクセルのバランスをとる力をつけることが必要。
- ・子どもが木登りをして危ないから、公園の木を切ってくれと言ってくる親がいる。
- ・外へ出て遊ぶ子どもが少ない。外で遊ぼうとしても、ぶっそうだからやめなさいといわれたりする。また、いざ外へ出て何をして遊んでいいかわからない、という子どもが増えているらしい。

- ・友だちと遊ぶ場合も、友だちの家に集まってゲームをしている。
- ・職場体験の授業があり、「仕事」を知る機会はある程度はある。仕事をしている大人本人を知ることができる出会いがほしい。
- ・漠然とした「夢」「こんな仕事をしてみたい」の段階の相談会があったらいいと思う。
- ・いろいろな職業があることは知っているが、どうやったらそこへ近づいていけるのか、そのためにどのような学校へいったらいいのかわからない。
- ・県内でその職業に就くためにはどうしたらいいのかわかりたい。(高知に住み続けたいから)
- ・子どもたちが趣味でやっていること(ブレイクダンス・絵を描くなど)で、「がんばっているんだよ」ということをもっと広めていくといいと思う。

めざす方向

体験の重要性を認識すること。

こどもの健やかな育ちのためには、乳幼児期からのさまざまな体験が重要であることを大人が認識するとともに、地域・学校・家庭それぞれでさまざまな生活体験の機会が提供される環境づくりを進めます。

体験活動を充実させること。

身近な地域・郷土の文化や自然、人と交わりながら世代間のつながりづくりや、さまざまな知識の伝達、人を大切にする心を養う取り組みを推進します。

また、豊かな感性と創造力を育むため、優れた生の舞台芸術等に子どもが会う機会の充実に努めます。

さまざまな職業 生き方 考え方にふれる機会を増やすこと。

こどもが夢や目標を持つために、多様な職業について学んだり、体験したりする場づくりを推進します。また、いろいろな生き方をしてきた大人との出会いや、豊富な社会経験を持つ大人から学ぶ場などの多様な価値観を学ぶ場づくりの充実に努めます。また、同年代及び異年齢の子ども同士の交流の場づくりに努めます。

基本プラン

プラン 1 こどもが豊かな体験をするための支援

- ・こどもが成長する過程におけるさまざまな体験の重要性の啓発
- ・こどもの小さな失敗や成功体験に大人がきちんと向き合うことの重要性の啓発
- ・家庭や地域での体験の重要性の啓発や事例の情報提供

プラン 2 文化や芸術・スポーツ・自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり

- ・地域の文化や伝統芸能に触れる機会への支援
- ・生の芸術やスポーツ、自然に触れる機会の充実
- ・地域で昔遊びなどを伝える機会への支援
- ・学校や地域でのものづくり体験や、職場体験の支援
- ・さまざまな職業人と話をする機会づくりの推進
- ・さまざまな体験学習の機会の情報発信

プラン 3 こども自身の自発的な活動支援

- ・こどもが中心となったさまざまな活動事例や活動場所等の情報提供
- ・さまざまな学びや居場所・活動場所などについての情報提供

居場所 一人ひとり、

居心地のいい場所はさまざま

こどもが学び直す機会の支援やこどもの居場所づくりを進めます。

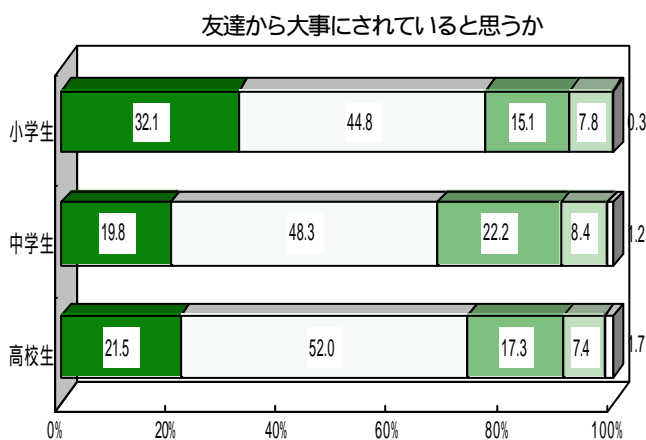
今、必要なこと

居場所

家庭の事情や学校の中でのいじめなどにより、家庭や学校に自分の居場所がないこどもがいる中で、すべてのこどもに心と体の居場所（心のよりどころ・身のおきどころ）があることをめざした取り組みの必要性が高まっています。

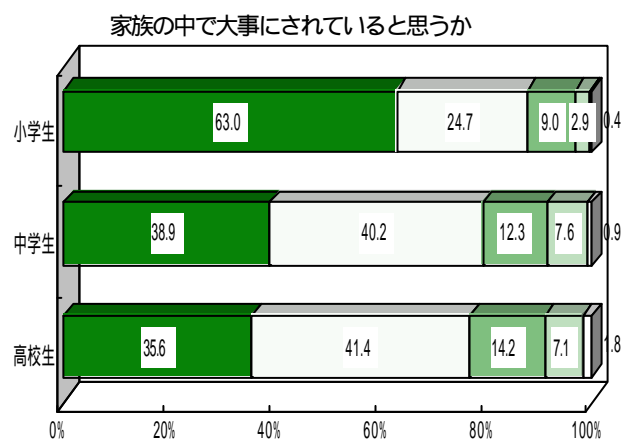
こどもの居場所は、年齢や個々の状況によってさまざまであり、立派な施設があっても、こども同士が好きなところにおいても、本当にこども本人の心が満たされているとは限りません。物理的な場所だけではなく、心の居場所という面での取り組みも併せて進めていくことが大切なのです。

こども自身が、人と人との信頼関係を基盤としながら、学びや体験の中で自分の居場所を見つける力をつけていくことができる環境づくりが必要です。



■ 思う □ まあまあ思う □ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

資料：「児童生徒の生活スタイルに関する調査」（平成18年6月県教委実施）



■ 思う □ まあまあ思う □ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

資料：「児童生徒の生活スタイルに関する調査」（平成18年6月県教委実施）

学び直し

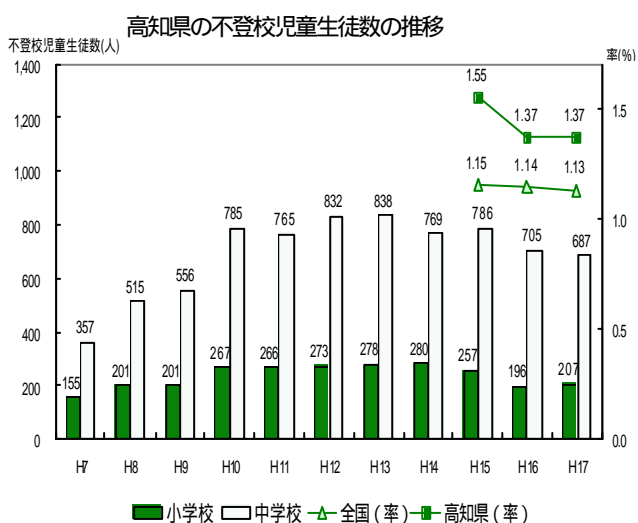
「学び」はとても主体的な行為です。学校の勉強による学びだけでなく、世の中にはいろいろな学びがあります。しかし、現状は、こどもが失敗しても学び直す機会に出会えなかったり、小さな失敗と再挑戦を繰り返しながら成長するという過程が少なくなったりしています。

青少年に見られる挑戦を避ける傾向や、指示待ちの姿勢は、彼ら自身の問題というよりむしろ失敗と再挑戦を許容しない今日の社会の反映と見ることもできると考えます。

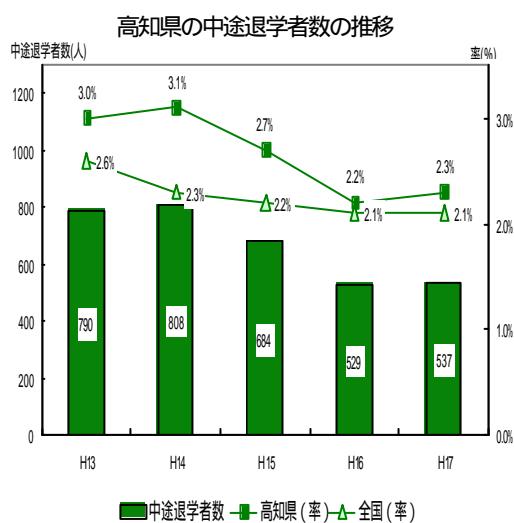
学校は、こどもが勉学や生活の場として多くの時間を過ごす大切な場所です。しかし、学校での学びは、生涯を通じての学びの一部であり、こどもの学びは年齢や発達段階に応じて広い世界へと広がっていきます。

「学び直し」を広くとらえ、勉学の学び直しの機会を充実させるとともに、多くの考え方や生き方を知り、いろいろな体験をしながら世界の広さや人生の奥深さを感じ、その中で自分の生き方を見つけていくことができるような環境づくりが必要です。

現在、高知県の小学校、中学校における不登校の出現率は依然として高く、憂慮される状況が続いています。また、高等学校の中途退学率も全国平均を上回っています。居場所づくりとともに、学び直しの機会を広げて、職業に対する学びを充実させるなど、新たな道へ挑戦する意欲を醸成し、その機会を広めていくことが必要です。



(資料：学校基本調査 / 生徒指導上の諸問題に関する調査)



(資料：生徒指導上の諸問題に関する調査)

こんな声がありました

- ・「学び直す」には、失敗しても何回でもやり直そうよという気持ちがこもっている。しかし、失敗が許されない風潮がある今の社会では、つまずくとダメージが大きい。
- ・いろいろな経験の中で、うまくいくこともいけないこともある。してはいけないこともあり、叱られたりすることもある。けれど今、公園にも子どもがいないなど、学校以外での経験値が不足している。
- ・不登校やいじめなどで学校へ行きたいのに行けない人、家庭に自分の居場所がない子どもがいる。
- ・話せる人がひとりでもいればいい。聞いてくれるだけでもいい。だけど、相談する人がいないと、爆発するまで自分の意見が言えなくなる。
- ・自分がコミュニケーションをとれる相手を見つけることから始まり、そこでいい大人と出会えば居場所づくりに繋がる。

めざす方向

安全 安心な居場所を増やすこと。

地域・学校・家庭がこどもの心や体の居場所となるよう、意識啓発や支援を進めていきます。また、子どもが自分の存在が認められることを感じられる居場所づくりを進めます。

活動の場としての居場所を増やすこと。

子ども自身の主体的な居場所づくりへの支援や、自らが主体的に学ぶことのできる居場所づくりに努めます。

学び直しができる環境を整えること。

子ども自身が学びの楽しさを見つけることができる環境づくりや、学び直す機会の充実に努めます。また、学び直しに対する理解や応援の意識づくりを進めます。

基本プラン

プラン4 心と体の居場所づくり

- ・地域、学校、家庭において、こどもが「自分が必要とされている」と実感できるようなこどもの居場所や役割についての意識づくりの推進
- ・地域の子育て支援者などによる居場所づくりの推進
- ・保育所・幼稚園がこどもの心の居場所となるよう、保育者の資質・専門性を高めるための支援
- ・放課後のこどもたちの安全・安心な居場所づくりの推進
- ・学校や公共施設の活用を含めた、こどもに身近な居場所づくりの検討

プラン5 不登校への多方面からの取り組み

- ・不登校の予防的な取り組みや早期対応の充実
- ・市町村の教育支援センターなど、地域での居場所づくりへの支援
- ・不登校児童生徒等への家庭訪問などでの支援

プラン6 こどもの学び直しと自立支援

- ・多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、単位制高校、定時制、通信制課程の活用の推進
- ・学び直しの方法や各地の事例の情報提供
- ・義務教育後に進学や就職をしないこどもや不登校から高校を中退したこどもの再挑戦と社会的自立の支援
- ・失敗の経験や再挑戦ができる環境の大切さについて啓発し、こどもの学び直しに対する社会や大人の理解や応援の意識づくりの推進

参加 こどものことを決めるときには こどもの声をきいて

こどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくりを進めます。
こどもに関する意思決定過程にこどもが参加できる仕組みづくりを進めます。

今、必要なこと

「大人はこどもの声をきいてくれない」「社会とのつながりが感じられない」など、こどもと大人の相互の理解やこどもと社会とのつながりが実感されない状況があります。

参加させることに重きを置いた無理な参加や形だけの参加ではなく、こどもが自然に社会参加できる環境をつくる必要があります。そのためには、まず、大人がこどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくりが必要です。

また、こども自身が、相手にしっかりと自分の気持ちや考えを伝える力や、相手の伝えたいことをしっかり受け止めていく力を身に付けていくことも大切です。

自分を表現する力やコミュニケーション能力は、人生全般において人や社会との関わりに大切なことです。近年、携帯電話や電子メールなどの発達により伝達的手段や機会は増えていますが、その反面、人と人との直接のコミュニケーション能力は低下してきているといわれています。

コミュニケーション能力は、人や社会との関わりの中でその基礎が形成されるものであり、乳幼児期から日常的に人や自然などとふれあい、小さい時の家庭の中での会話や、学校や地域での参加から、社会への参加へと、こどもの成長に応じて参加の機会や場が広がっていくような環境づくりが必要です。

こんな声がありました

- ・コミュニケーション能力の基礎は小さいときにできると思うけど、今の親世代もコミュニケーションが下手なのではないかと思う。
- ・コミュニケーションの場所や機会があるのではないかと？昔なら自然にきたえられたけれど、今は人為的に構えることも必要ではないかと思う。
- ・今のこどもの会話を聞いていたら、語彙が少なく、自分を表現できていないように思う。しかし、話は通じている。気持ちを表して共感を得たいのではないかと思う。
- ・こどもも大人も互いに見た目や先入観で相手のことを決めてしまうことがある。
- ・人を大事にしない世の中をつくっている。年長者を大事にしない風潮も原因では？
- ・こどもと大人が話す場があまりにも少ない。こどもの考え方、大人の考え方両方が出てくる場面が学校や地域にあれば、いろんなことが解決されていくのではないかと思う。
- ・「どこからが大人？」「どんな人が大人？」こんな風にきちんと考える機会は今まであまり無かった。
- ・ストリート会議は、こどもが同年代の仲間や初対面の大人といろいろなテーマについて自由に会話しながら客観的に考えを深めていく機会となった。
- ・大人がやる公共のことにこどもがもっと入っていったらいい。

めざす方向

こどもの意見を聴き、こどもの意見を適切に尊重すること。

相手の意見をきちんと聴く姿勢を持つことは、こどもにも大人にも必要です。また、「こどもだから」「大人だから」ということだけで相手を決めつけるのではなく、お互いを理解していくことも必要です。

こどもと大人がきちんと向き合うという意識の向上に努めるとともに、こどもと大人がお互いの考えを知ることができるような対話の場や、一緒に活動する場づくりを推進します。

こどものコミュニケーション能力 表現力を高めること。

こどものこころの健全な発育のために、乳幼児期からの愛情豊かな大人とのかかわりの重要性を啓発していきます。また、こどもの表現力、コミュニケーション能力の向上を支援することや、こどもの表現の場づくりに努めます。

こどもが参加するシステムをつくること。

学校・家庭・職場・地域社会など、こどもが社会の中で成長に応じた役割を持ちながら、その声が反映されるような環境の整備を進めていきます。

基本プラン

プラン 7 こどもと大人の喋り場づくり

- ・こどもと大人の対話や活動の機会づくりの推進
- ・事例の情報提供を行うとともに、こどもと大人が意見を交わしたり、各種イベント等の企画・運営を共に行ったりする機会づくりの推進

プラン 8 コミュニケーション能力向上

- ・親子のふれあいを大切にするための取り組みの推進
- ・こどもの異年齢交流や地域の大人との交流の場づくりへの支援
- ・こどもの発達段階に応じたさまざまな表現の場づくりへの支援

プラン 9 こどもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり

- ・こどもの環境づくり推進委員会などの各種委員会や、各種計画づくり、事業の企画等へ委員等で参加する機会づくりと、意見が反映される機会づくりの推進
- ・県の広報紙「さんSUN高知」や県教育委員会のブログ「風きらり」の記事づくりなどへの参加の機会づくりの推進
- ・開かれた学校づくり推進委員会へのこどもの参加の促進
- ・自主防災組織による防災マップの作成や避難訓練などの防災活動へのこどもの参加が増えるように関係機関への呼びかけの推進
- ・地域でのこどもの参加事例や活動に関する情報提供

人権救済

こどものサインを見逃さないで

こどもの人権侵害に対する救済に取り組みます。

今、必要なこと

人権とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

一人ひとりのこどもが主人公として、自分自身を探し求め、夢や希望を持って幸せに育っていくためには、まず、日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、こどもの人権が守られなければなりません。

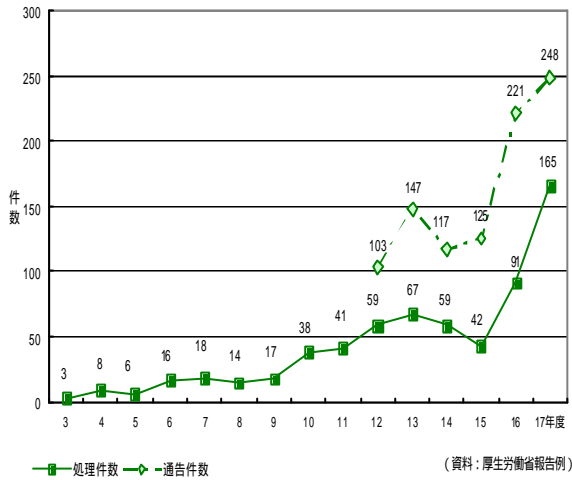
しかし、現在、いじめ、児童虐待、国内外での児童買春や児童ポルノのはん濫などこどもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。

このようなこどもをめぐる人権問題を解決するためには、広く県民の間に人権意識が定着し、すべての人々が豊かな人間関係の中で暮らせる状態を築き上げることが必要不可欠です。

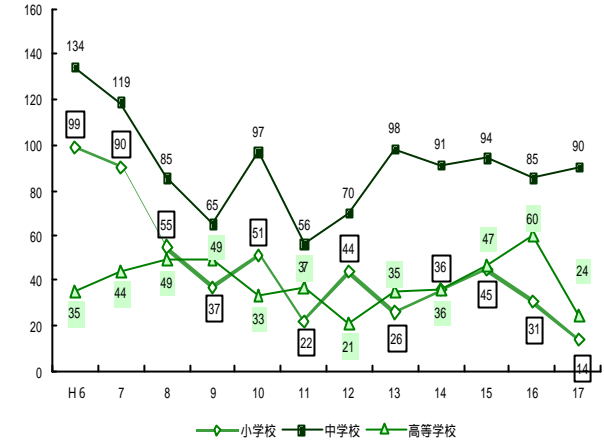
県内にはさまざまな相談機関等があり、それぞれ対応していますが、こども自身が相談機関等の存在を知らないケースや、相談しようとしたけれど、結局、その内容に対応できる相談機関へ行きつかず、途中であきらめてしまったというケースも聞かれます。相談機関等の機能が最大限に活かされるようなしくみづくりが必要となっています。

また、こどもの人権侵害の問題は、大人が積極的にこどもの状況に関心を持つとともに、こどもに身近な人が、こどもの話を聞き、こどもが発するサインを見逃さない、場合によってはしかるべき機関での早期対応へ繋げていけるような、地域、学校、家庭それぞれの場面での日常的な取り組みが必要です。

児童相談所における児童虐待の処理件数



高知県のいじめの発生件数



資料：高知県人権課「高知県の人権について」（平成6～14年度）
 高知県教育委員会「生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成15～17年度）
 注）グラフには記載していませんが、特殊教育学校において、平成8年度、16年度、17年度に各1件のいじめが報告されています。

こんな声がありました

- ・「この人は私の話をきちんと聞いてくれるのかな？」相談相手はだれでもいいというわけではなく、その関係は少しずつできるものだと思う。
- ・こどもの心の問題だということになると、カウンセラーとか、相談機関とかがいろいろな取り組みを始める。それも一つの方法だろうが、もっと身近にこどもの話を聞いてくれる人がいることが大切ではないか。特別な制度ではなく、学校に気軽に話を聞いてくれる先生がほしい。
- ・大人になって初めてこどもに対する権利侵害だったなと思うことがある。
- ・大人の女性でもDV等の状況から抜け出すのは難しい。ましてや、こどもは親（保護する者）がいなければ生きていけないという状況がありもっと難しい。
- ・相談するところはいろいろあるが、どこに言っていけばいいのかわからず、まるでバスの乗り場で迷っている状態。振り分けのできるコーディネーター機能が必要ではないか。

めざす方向

「こどもの人権」に対する理解を深めること。

こどもの自尊感情の育成とともに、こどもと大人がともに人権意識を高め、人権侵害に気づく力、人権侵害に対応する力を育む取り組みを推進します。

相談しやすい環境を整えること。

こどもやこどもをとりまく大人が、こどものことについて気軽に相談できる環境づくりを進めます。

児童虐待、いじめなどに対する予防と対応を強化すること。

児童虐待やいじめへの対応を強化するとともに、関係機関・関係者が連携して予防に取り組みます。

こどもの人権の救済は、前述の「体験」「居場所」「参加」の3つの柱による取り組みと併せて、こどもの人権侵害を事前に防止するための予防的視点と対処的視点の双方から事業を推進していきます。

地域の対応力の向上を図ること。

こどもにとっては、面識の無い人や、知らない機関に相談することが難しい場合もあります。アプローチの仕方も、相談というより、ただ話を聞いて欲しいというところから始まる場合もあります。

こどもが、身近な方々の支援を得られる環境づくりのため、人権侵害等に対する地域の対応力の向上を進めます。

基本プラン

プラン 10 こどもの人権に関する理解の促進

- ・ 保育所・幼稚園・学校における人権教育の充実
- ・ 地域ぐるみの人権教育の推進

プラン 11 相談しやすいしくみづくりの推進

- ・ 各種相談機関の存在をわかりやすく広報
- ・ 機関別ではなく、「困ったときどうしたらいいのか」や「どの程度の解決を望んでいるか」など、こどもや利用したい人の視点での情報提供
- ・ 各種相談機関の連携への支援

プラン 12 児童虐待・いじめの予防、早期発見・早期対応、再発防止を強化

- ・ テレビ等の広報手段による、児童虐待の予防や早期発見の呼びかけの実施

-
- ・県民、市町村、関係機関、県の連携による児童虐待防止のための取り組みの推進・要保護児童対策地域協議会の設置など、行政機関だけではなく地域を挙げた対応ができるような地域のネットワークづくりの支援
 - ・人権尊重を基盤とした学校づくりや生徒指導体制の充実などにより、いじめの起こらない学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの配置や相談体制の充実などによる心のケアの推進

第4章 計画の推進のために

1 計画の進行管理

12の基本プランに沿った事業について、行政の各部局や関係機関・団体との連携による横断的な取り組みを実施します。また、取り組み状況などについて高知県こどもの環境づくり推進委員会等の意見を聞きながら進行管理及び検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直し、修正を行っていきます。

2 こども条例記念日の設置

こども条例第17条の規定により、条例がめざすものや内容をすべての県民に広めるために、8月6日を「高知県こども条例記念日」として定めます。

3 連携・協働の推進

さまざまな切り口で進められている地域の連携の中に、こどもという視点での連携もつくれるようにします。

市町村・関係機関・団体等と県の取り組みとの連携・協働を進めていきます。

こどもに関する活動をしている団体や個人の交流や情報交換の機会をつくり、ネットワークづくりを推進します。

県の実施するすべての事業を、「こどもの環境づくり」の視点で考えていきます。

県のこどもに関する取り組みを推進するために、実施する部署の連携を強化します。

参 考 資 料

| | |
|------------------------------|----|
| 高知県こどもの環境づくり推進委員会開催の経過 | 22 |
| 高知県こどもの環境づくり推進委員会委員名簿 | 23 |
| 計画策定にあたっての取り組み | 24 |
| こどもに関する相談窓口 | 26 |

高知県こどもの環境づくり推進委員会開催の経過

平成 17 年 3 月 29 日 第 1 回委員会

- ・委員長・副委員長の選出、「高知県こども条例」制定の経過説明。
- ・委員会の役割、推進計画のイメージについて意見を出し合う。

平成 17 年 5 月 14 日 第 2 回委員会

- ・2つグループに分かれ、こどもを取り巻く現状と課題、取り組みの方向性について意見を出し合う。

平成 17 年 7 月 9 日 第 3 回委員会

- ・こどもを取り巻く現状と課題、取り組みの方向性について意見を出し合う。
- ・意見を「体験」「居場所」「参加」カテゴリーに分けて整理。

平成 17 年 9 月 19 日 第 4 回委員会

- ・具体的な方策について意見を出し合う。

平成 17 年 10 月 22 日 第 5 回委員会

- ・「人権の救済」のカテゴリーについて意見を出し合う。
- ・計画のまとめ方についての検討。

平成 17 年 12 月 17 日 第 6 回委員会

- ・「人権の救済」について取り組む方向性についての意見整理。
- ・計画骨子(案)の検討。

平成 18 年 2 月 19 日 第 7 回委員会

- ・計画骨子(案)に沿って中間取りまとめの検討・確認。

平成 18 年 5 月 28 日 第 8 回委員会

- ・中間とりまとめに沿って、具体的な方策の意見を出し合う。

平成 18 年 7 月 2 日 第 9 回委員会

- ・計画のまとめ方についての検討、確認。
- ・具体的な方策について検討・整理。

平成 18 年 10 月 1 日 第 10 回委員会

- ・たたき台をもとに計画の取りまとめの検討。

平成 18 年 12 月 17 日 第 11 回委員会

- ・推進計画検討委員会案の取りまとめ。

平成 19 年 2 月 21 日 第 12 回委員会

- ・パブリックコメント等を受けて、最終案の検討、確認。

高知県こどもの環境づくり推進委員会委員名簿

平成 19 年 2 月現在

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|-------|---------------------------|-------|
| 稲田知江子 | 稲田法律事務所弁護士 | |
| 岡崎 一也 | 高知県立高知西高等学校 3 年 | |
| 岡村奈緒美 | 高知県立宿毛工業高等学校 3 年 | |
| 兼松 方彦 | 特定非営利活動法人 地域交流センター四国事務所長 | |
| 窪田 容子 | 土佐塾高等学校 3 年 | |
| 筒井 忍 | 高知県立高知西高等学校 3 年 | |
| 西森 由依 | こうち学生ボランティアネットワーク「ボラの会」代表 | |
| 二宮 久美 | 高知県高等学校 P T A 連合会顧問 | |
| 間 章 | 高知県社会福祉協議会 施設・人材課 主任 | |
| 畠中 智子 | 高知のまちづくりを考える会 代表 | 副委員長 |
| 森田 昭司 | 高知県小中学校 P T A 連合会会長 | 副委員長 |
| 山崎 一寛 | 特定非営利活動法人 N P O 高知市民会議監事 | 委 員 長 |
| 山中 正男 | 高知市立愛宕中学校校長 | |

五十音順

計画策定にあたっての取り組み

真夏のストリート会議 in 帯屋町

子どもと大人が向き合って、いつも思っていることを、いつもの言葉のままに自由に語りあう場

そのような場が日常の中でたくさんあったらいい。けれど、井戸端会議のような気楽な雰囲気、子どもと大人が混ざり合っただけ、その中でお互いの考え方を知っていくような機会はあまりありません。



子どもが夢を見つけられる場

クラス単位の職業体験の機会などはあるけれど、いろいろな職業に就いている『人』とじっくりしゃべる機会はなかなかありません。そんな「場」をもっと増やすことが必要ではないでしょうか。

子どもの環境づくり推進計画の内容を考えていく中で、推進委員会で出た意見から、実際に試行して、その効果を検証しようということになりました。多くの方にその様子を見てもらおうということで、商店街を舞台にして公開型ディスカッション「真夏のストリート会議 in 帯屋町」を実施しました。

内 容

ストリート会議

子どもと大人が混ざり合い気楽な雰囲気の中で語り合いました。互いの意見を尊重しつつ、考え方や価値観の違いを楽しみながら話し合いを進めていました。



夢の相談会

子どもたちが6人の異業種の大人を囲んで、その仕事に就いたきっかけや、夢を実現するまでの道のりなどをじっくり聞いていました。



企画を練った「真夏のストリート会議 in 帯屋町実行委員会」には、高知県内にあるの3つの大学の学生を始め、多くの方々の積極的なサポートがありました。夢の相談員を引き受けてくれた方々も、「子どもたちの夢の応援なら喜んで！」と今後も引き続いての協力を約束してくれました。

このような取り組みが県内各所、さまざまな地域で展開されることを期待します。

こども会議

地域や学校で、こどもと大人が話をする機会づくり

こどもと大人が向き合い、知恵を出し合い、ともに地域づくりや社会づくりに取り組む機会を広げていくことを目的に、子ども会(1か所)、中学校(2校)でこども会議を開催しました。

また、こども条例第19条の4項目などをテーマにして、児童・生徒の皆さんの意見やアイデアをきく場となりました。



内容

こども会でのワークショップ

小学校4～6年生約50人が4つのグループに分かれ、大人も入って話し合いをしました。

「自分たちの住んでいる地域がこんなになったらいいな」

まず、一人ひとりが考えて付箋に意見を書きました。そして、グループ中で、自分の意見を紹介しながら、他の人の意見を聴きました。

「そのために自分たちは何ができる？」

たくさん集まった「こんなになったらいいな」に対して、今度は、「自分ができること」を考えてみました。そして、最後に、4グループそれぞれの話し合いの内容を発表してみんなの想いやアイデアを共有しました。



中学校でのワークショップ

高知県こども条例第19条の4項目(体験・居場所・参加・人権救済)をテーマにして、身近な話題を生徒同士、また生徒と大人がいっしょに話しました。楽しかったことや、いやだったこと、また、これから体験したいことなどを話す中で、多くの意見やアイデアが出てきました。

3年生は、卒業まであと数ヶ月の時期でした。将来なりたい職業が決まっており、既にそれに向けて進んでいる人もいましたが、さしめた進路選択に戸惑う声もきかれました。漠然とした「将来やりたいこと」や「夢」の実現に近づくための情報や機会がほしい、職業体験の幅を広げてほしいというような意見もきかれました。



こどもに関する相談窓口

児童相談所

児童相談所は児童福祉法の規定により設置され、家庭や市町村をはじめとする関係機関からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童が有する問題や児童のおかれた環境など問題の背景を的確に捉え、児童や家庭に最も効果的な指導や助言を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護することを目的に設置された行政機関です。

相談の内容

- 養護相談：虐待相談及び保護者の家出・失踪・死亡・離婚・入院等による養育困難児、迷子、里親、施設入所等に関する相談
- 保健相談：低体重児、虚弱児、児童の疾患等一般的健康管理に関する相談
- 障害相談：肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談
- 非行相談：く犯行為及び触法行為等に関する相談
- 健全育成相談：落ち着きがない・緘黙等性格行動上の問題を有する児童に関する相談、不登校及び進学・就職等の進路に関する相談、育児・しつけに関する相談

所在地等

高知県立中央児童相談所

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 所在地 | 高知市大津甲 770-1 | 電話番号 | 088-866-6791 |
| ホームページ | http://www.pref.kochi.jp/~kodomo/cjisou/ | | |

高知県立幡多児童相談所

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 所在地 | 四万十市渡川 1 丁目 6-21 | 電話番号 | 0880-37-3159 |
| ホームページ | http://www.pref.kochi.jp/~kodomo/cjisou/ | | |

高知県立療育福祉センター

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 所在地 | 高知市若草町 10-5 | 電話番号 | 088-844-4477 |
| ホームページ | http://www.pref.kochi.jp/~ryouikuhukusi/ | | |

中央児童相談所管内における障害相談は、療育福祉センターで対応しています。

子どもと家庭の110番

近年、家庭及び地域における児童の養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから、児童を有する家庭等に対し、電話により児童養育の支援を行います。

相談の内容

- | | | | |
|---------|----------|----------|-------------|
| 子育てのこと | 発育のこと | 家庭のこと | 学校のこと |
| 友人のこと | 性格や行動のこと | 進路や学習のこと | 非行、問題行動について |
| 不登校について | いじめについて | 虐待について | その他なんでも |

所在地等

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-------------------------------|--------------|
| 子どもと家庭の110番 | 高知市新本町 1 丁目 7-30 聖園ベビーホーム 2 F | 088-872-0099 |

児童家庭支援センターびゃくれん

児童家庭支援センターびゃくれんは、県との委託契約により、関係機関等との連絡調整を総合的にを行い、地域の児童福祉の向上を図ることを目的として、児童に関するあらゆる相談に応じています。

相談の内容

養護相談 学校に関する相談 非行に関する相談 育児・しつけの相談等
児童相談所からの委託による相談・支援を行い、虐待などの連絡を受けた場合、緊急一時保護の措置もできます。

所在地等

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------------|--|--------------|
| 児童家庭支援センター びゃくれん | 高岡郡佐川町甲 1110-1 (本体施設 白蓮寮 TEL0889-22-1236) | 0889-20-0203 |

高知県教育センター (特別支援教育担当)

教育センターでは、幼児、児童生徒の障害や、発達上の課題及び行動上の諸問題について相談に応じ、よりよい成長を図るための指導、援助を行っています。

相談の内容

家庭や保育所(園)、学校での生活や学習 就学や進路等
心や体の発達 その他

所在地等

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 名 称 | 高知県教育センター | | |
| 所 在 地 | 高知市大津乙 181 | 電話番号 | 088-866-9270 |
| ホームページ | http://www.kochinet.ed.jp/center/ | | |

高知県心の教育センター

いじめや不登校をはじめとする幼児、児童生徒等の悩みや子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談に応じ、よりよい成長を図るための助言や支援を行っています。

相談の内容

不登校 いじめ 性格・行動
心や体の発達 その他

所在地等

| | | | |
|-----------|---|------|--------------|
| 名 称 | 高知県心の教育センター | | |
| 所 在 地 | 高知市大原町 132 | 電話番号 | 088-833-2922 |
| Eメールによる相談 | kodomo24@kochinet.ed.jp | | |
| ホームページ | http://www.kochinet.ed.jp/kokoro/ | | |

少年サポートセンター

警察では、県立塩見記念青少年プラザ内にある少年サポートセンターに「ヤングテレホン」「いじめ相談電話」を設置して、非行や青少年の問題行動に関する相談のほか、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談にも応じています。

相談の内容

非行、問題行動
いじめ等の悩みに関する相談

不良行為
被害少年に関する相談

所在地等

| | | | | | |
|--------|---|---------|--------------|---------|--------------|
| 名 称 | 高知県警察本部少年課 少年サポートセンター | | | | |
| 所 在 地 | 高知市小津町 6-4 高知県立塩見記念青少年プラザ内 | | | | |
| 電話番号 | 088-825-0110 | ヤングテレホン | 088-822-0809 | いじめ相談電話 | 088-872-7867 |
| ホームページ | http://www.i-kochi.or.jp/hp/kenkei/seian/supportcenter.htm | | | | |

高知県警察本部及び県内 16 警察署の少年係でも、非行や青少年の問題非行に関する相談のほか、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談にも応じています。

思春期相談センター「PRINK」

思春期相談センター「PRINK」は、若者の性の悩みや不安に対する相談に応じるだけでなく、性の正しい知識や情報を提供するとともに、センターを利用する若者同士がともに相談し合ったり、学び合ったりできる場所です。

相談の内容

若者を対象に、思春期の性やからだに関する不安や悩み等についての相談

所在地等

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 名 称 | 高知県思春期相談センター「PRINK」 | | |
| 所 在 地 | 高知市帯屋町 2 丁目 1-35 2 階（ジョブカフェこうち西隣 2 階） | | |
| 電 話 番 号 | 088-873-0022 | | |
| ホームページ | http://www.pref.kochi.jp/~kenkou/prink/index.html | | |

法務局（無料人権相談所）

高知地方法務局では、子どもの人権 110 番を設置して、いじめ、体罰など、人権にかかる相談に応じています。

相談の内容

いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもに関する問題

所在地等

| | | | |
|---------|---|--------------|--------------|
| 名 称 | 高知地方法務局 人権擁護課 | 所 在 地 | 高知市小津町 4-30 |
| 電 話 番 号 | 088-822-3503 | 子どもの人権 110 番 | 0120-007-110 |
| ホームページ | http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi/frame.html | | |

高知地方法務局では、県内 6 か所の法務局本局・支局に常設の無料人権相談所を設置して、いじめ、体罰など、人権にかかる相談に応じています。

市町村児童家庭相談窓口

平成18年5月現在

| 市町村名 | 担当課 | 住 所 | 電話番号 |
|---------|------------|------------------------|--------------|
| 高 知 市 | 子育て支援課 | 高知市丸ノ内1-6-46 | 088-823-9489 |
| 室 戸 市 | 福祉事務所 | 室戸市浮津2747 | 0887-22-5137 |
| 安 芸 市 | 健康福祉事務所 | 安芸市矢ノ丸1-4-40 | 0887-35-1009 |
| 南 国 市 | 福祉事務所 | 南国市大桶甲2301 | 088-880-6566 |
| 土 佐 市 | 少年育成センター | 土佐市高岡町乙225 | 088-852-7702 |
| 須 崎 市 | 福祉事務所 | 須崎市山手町1-7 | 0889-42-3691 |
| 宿 毛 市 | 福祉事務所 | 宿毛市桜町2-1 | 0880-63-1114 |
| 土佐清水市 | 健康福祉課 | 土佐清水市天神町11-2 | 0880-82-1118 |
| 四 万 十 市 | 福祉事務所 | 四万十市中村大橋通4-10 | 0880-34-1120 |
| 香 南 市 | 福祉事務所 | 香南市野市町西野2706 | 0887-57-8509 |
| 香 美 市 | 教育支援センター | 香美市土佐山田町東本町2-1-20 | 0887-53-1096 |
| 東 洋 町 | 健康福祉課 | 安芸郡東洋町生見758-3 | 0887-29-3394 |
| 奈 半 利 町 | 保健福祉課 | 安芸郡奈半利町乙1659-1 | 0887-38-8181 |
| 田 野 町 | 保健福祉課 | 安芸郡田野町1828-5 | 0887-38-2811 |
| 安 田 町 | 町民生活課 | 安芸郡安田町大字西島40-2 | 0887-38-6678 |
| 北 川 村 | 住民課 | 安芸郡北川村野友甲1530 | 0887-32-1214 |
| 馬 路 村 | 健康福祉課 | 安芸郡馬路村大字馬路443 | 0887-44-2112 |
| 芸 西 村 | 健康福祉課 | 安芸郡芸西村和食甲1262 | 0887-33-4156 |
| 本 山 町 | 健康福祉課 | 長岡郡本山町本山600 | 0887-70-1060 |
| 大 豊 町 | 住民課 | 長岡郡大豊町高須231 | 0887-72-0450 |
| 土 佐 町 | 保健福祉課 | 土佐郡土佐町土居206 | 0887-82-2333 |
| 大 川 村 | 総務課 | 土佐郡大川村小松27-1 | 0887-84-2211 |
| 春 野 町 | 健康福祉課 | 吾川郡春野町西分15 | 088-894-4824 |
| い の 町 | 福祉課 | 吾川郡いの町1400 すこやかセンター-伊野 | 088-893-3810 |
| 仁 淀 川 町 | 健康福祉課 | 吾川郡仁淀川町大崎200 | 0889-35-0433 |
| 中 土 佐 町 | 教育委員会 | 高岡郡中土佐町久礼6551-1 | 0889-52-2131 |
| 佐 川 町 | 健康福祉課 | 高岡郡佐川町乙2310 | 0889-22-7705 |
| 越 知 町 | 教育委員会 | 高岡郡越知町越知甲2562 | 0889-26-3400 |
| 梶 原 町 | 保健福祉支援センター | 高岡郡梶原町川西路2320-1 | 0889-65-1170 |
| 日 高 村 | 健康福祉課 | 高岡郡日高村沖名23 | 0889-24-7851 |
| 津 野 町 | 住民福祉課 | 高岡郡津野町力石2870 西庁舎 | 0889-62-2313 |
| 四 万 十 町 | 健康福祉課 | 高岡郡四万十町茂串町3-2 | 0880-22-3115 |
| 大 月 町 | 町民福祉課 | 幡多郡大月町弘見2230 | 0880-73-1113 |
| 三 原 村 | 住民課 | 幡多郡三原村来栖野479 | 0880-46-2404 |
| 黒 潮 町 | 健康福祉課 | 幡多郡黒潮町入野2019-1 | 0880-43-2116 |

市町村少年補導育成センター

少年補導育成センターは、青少年の非行を未然に防止するため教育、民生、警察の関係機関、団体及び地域の人々と連携をとりながら、青少年についてのあらゆる相談、指導活動、環境浄化の諸活動を行い、青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

平成19年2月現在

| 市町村 | センター名 | 住 所 | 電話番号 |
|---------|------------------|---------------------------|--------------|
| 高 知 市 | 高知市少年補導センター | 高知市本町 1丁目1-3 朝日生命高知本町ビル6F | 088-824-6671 |
| 室 戸 市 | 室戸市青少年補導センター | 室戸市浮津25-1 | 0887-22-5145 |
| 安 芸 市 | 安芸市少年育成センター | 安芸市矢ノ丸1-4-40 | 0887-35-2842 |
| 芸 西 村 | | | |
| 南 国 市 | 南国市少年育成センター | 南国市大桶甲2301 | 088-863-4201 |
| 土 佐 市 | 土佐市少年育成センター | 土佐市高岡町乙225 | 088-852-7702 |
| 須 崎 市 | 須崎市青少年育成センター | 須崎市山手町1-7 | 0889-42-0670 |
| 宿 毛 市 | 宿毛市少年補導センター | 宿毛市中央2-7-14 | 0880-63-4197 |
| 土佐清水市 | 土佐清水市少年補導センター | 土佐清水市栄町6-13 | 0880-82-3501 |
| 四 万 十 市 | 四万十市少年補導センター | 四万十市右山五月町8-34 | 0880-35-5900 |
| 香 南 市 | 香南市補導センター | 香南市夜須町坪井270-3 | 0887-57-7533 |
| 香 美 市 | 香美市少年育成センター | 香美市土佐山田町東本町2-1-20 | 0887-53-1083 |
| 東 洋 町 | 東洋町子ども育成支援相談センター | 安芸郡東洋町野根丙1802 | 0887-28-1843 |
| 奈 半 利 町 | 中芸広域連合少年育成センター | 安芸郡田野町1406-1 | 0887-38-3953 |
| 田 野 町 | | | |
| 安 田 町 | | | |
| 北 川 村 | | | |
| 馬 路 村 | | | |
| 本 山 町 | 本山町少年育成センター | 長岡郡本山町本山569-1 | 0887-76-3913 |
| 大 豊 町 | 大豊町少年育成センター | 長岡郡大豊町高須231 | 0887-72-0094 |
| 土 佐 町 | 土佐町少年育成センター | 土佐郡土佐町土居206 | 0887-82-0483 |
| 春 野 町 | 春野町少年育成センター | 吾川郡春野町西分19 | 088-894-4383 |
| い の 町 | いの町少年育成センター | 吾川郡いの町3597 | 088-893-2433 |
| 中 土 佐 町 | 中土佐町少年補導育成センター | 高岡郡中土佐町久礼6602-2 | 0889-52-2661 |
| 佐 川 町 | 佐川町青少年補導育成センター | 高岡郡佐川町甲356-2 | 0889-22-1110 |
| 越 知 町 | 越知町少年育成センター | 高岡郡越知町越知甲2562 | 0889-26-2060 |
| 梶 原 町 | 梶原町青少年育成センター | 高岡郡梶原町1417 | 0889-65-1350 |
| 日 高 村 | 日高村少年補導育成センター | 高岡郡日高村本郷61-1 | 0889-24-5115 |
| 津 野 町 | 津野町青少年育成センター | 高岡郡津野町力石2870 | 0889-62-2258 |
| 四 万 十 町 | 四万十町少年補導育成センター | 高岡郡四万十町榊山町3-7 | 0880-22-1197 |
| 大 月 町 | 大月町少年補導センター | 幡多郡大月町弘見2230 | 0880-73-1118 |
| 黒 潮 町 | 黒潮町少年補導育成センター | 幡多郡黒潮町入野2017-1 | 0880-43-3380 |

市町村教育相談機関

教育相談機関では教育や親子関係、学校場面での不応適などの諸問題についての相談を受けています。

平成19年2月現在

| 名 称 | 設置主体 | 住 所 | 電話番号 |
|-----------------------------------|------------|--|--------------------------------|
| 高知市教育研究所 | 高知市教育委員会 | 高知市棧橋通2丁目1-50 | 088-832-4497 |
| 室戸市教育研究所 | 室戸市教育委員会 | 室戸市浮津776 - 1 | 0887- 22-1230 |
| 安芸市教育研究所適応指導教室 | 安芸市教育委員会 | 安芸市奈比賀中角950 川北小学校奈比賀分校内 | 0887- 34-4624 |
| 南国市ふれあい教室 | 南国市教育委員会 | 南国市大桶甲2122 (からくり創造工房内) | 088-863-3814 |
| 土佐市教育研究所 いじめ・悩み電話相談「あったかトーク土佐」 | 土佐市教育委員会 | 土佐市高岡町乙225 | 088-852-4353 088-852-6262 |
| 須崎市教育支援センター | 須崎市教育委員会 | 須崎市西糺町4-4 | 0889- 43-0707 |
| 宿毛市教育研究所 | 宿毛市教育委員会 | 宿毛市長田町3-80-11 | 0880-63-1127 |
| 土佐清水市教育研究所 | 土佐清水市教育委員会 | 土佐清水市栄町6-13 | 0880- 82-3016 |
| 四万十市教育研究所 | 四万十市教育委員会 | 四万十市右山五月町8-34 | 0880- 35-6536 |
| 香南市教育研究所 | 香南市教育委員会 | 香南市夜須町坪井1-1 | 0887- 57-7534 |
| 香美市教育支援センター (ふれんどるーむ) | 香美市教育委員会 | 香美市土佐山田町東本町2-1-20 | 0887- 53-1096 |
| 東洋町教育相談所 | 東洋町教育委員会 | 安芸郡東洋町大字生見758-3 | 0887- 29-3037 |
| 田野町教育センター | 田野町教育委員会 | 安芸郡田野町1456-42 | 0887- 38-2511 |
| 土佐町教育相談所 | 土佐町教育委員会 | 土佐郡土佐町田井1450番地 | 0887- 82-0361 |
| 春野町教育相談所 | 春野町教育委員会 | 吾川郡春野町西分19 | 088-894-4356 |
| いの町教育支援センター (教育相談室) | いの町教育委員会 | 吾川郡いの町6032-3 吾川郡いの町長沢123-8 | 088-850-4556 088-869-2331 |
| 仁淀川町教育研究所 | 仁淀川町教育委員会 | 吾川郡仁淀川町大崎460-1 | 0889- 35-0018 |
| 中土佐町教育相談所 | 中土佐町教育委員会 | 高岡郡中土佐町久礼6584 高岡郡中土佐町大野見吉野232 | 0889- 52-2533 0889- 57-2623 |
| 佐川町教育相談所 | 佐川町教育委員会 | 高岡郡佐川町甲356-2 | 0889- 22-1110 |
| 越知町教育相談所 | 越知町教育委員会 | 高岡郡越知町越知甲2562 | 0889- 26-2060 |
| 梶原町ゆすっ子相談センター | 梶原町教育委員会 | 高岡郡梶原町川西路2320-1 | 0889- 65-0025 |
| 日高村教育相談所 | 日高村教育委員会 | 高岡郡日高村本郷61-1 | 0889- 24-5115 |
| 津野町教育相談所 | 津野町教育委員会 | 高岡郡津野町芳生野甲111 | 0889-62-3555 |
| 四万十町窪川教育相談所 | 四万十町教育委員会 | 高岡郡四万十町神山町3-7 | 0880- 22-3576 |
| 四万十町大正教育相談所 | | 農村環境改善センター 高岡郡四万十町田野々377-1 中央公民館 | |
| 大月町教育相談所 | 大月町教育委員会 | 幡多郡大月町弘見2230 | 0880- 73-1118 |
| 三原村教育支援センター | 三原村教育委員会 | 幡多郡三原村来栖野580 | 0880- 46-2559 |
| 黒潮町佐賀教育相談所 | 黒潮町教育委員会 | 幡多郡黒潮町佐賀1080-1 | 0880-55-3193 |
| 黒潮町大方教育相談所 | | 幡多郡黒潮町入野841-1 | |

高知県こどもの環境づくり推進計画 **こどものために行動する12のプラン**

平成 19年 3月

高知県健康福祉部 こども課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電 話 (088)823-9637

F A X (088)823-9658
